

補助金を活用して販路拡大をしませんか !!

◆小規模事業者持続化補助金の2次公募開始

1. 補助内容及び公募対象者

小規模事業者が、商工会議所・商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用が対象。

小規模事業者持続化補助金にかかる補助率：補助対象経費の2/3以内

補助上限額：75万円に事業費に対し、最大50万円まで補助

(但し、雇用を増加させる取り組みについては、150万円の経費に対して100万円の補助上限とします。)

・公募対象者 小規模事業者

製造業：常時使用する従業員数20人以下 **卸売業、小売業、サービス業**：5人以下

2. 補助対象経費 ※次の条件をすべて満たすものとなります。

- ①使用目的が本事業に使用したと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降に発生した経費（決定日以前に支払われた経費は対象外です）
- ③証拠資料等によって金額が確認できる経費

※対象経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費
 - ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪委託費 ⑫外注費
- *詳細はお尋ね下さい。

3. 公募対象期間 第2次受付締切：平成27年5月27日（水）

小規模事業者持続化補助金をご検討の際は、当所までご相談下さい。☎83-3121

鳥栖市中小企業小口資金融資制度金利が引き下げられました

	現行	新利率
鳥栖市中小企業小口資金融資制度	2.2%	→ 1.3%

*保証料は鳥栖市が負担します。(但し、滞納のない証明書が必要です)

◇4月の無料相談日のご案内

法律相談 4月17日(金)司法書士会 24日(金)県弁護士会

※ どなたでもご相談いただけます。ご希望の方は事前に当所へご連絡ください。